

平成26年4月4日

東京電力株式会社

## (写し)

### 東京電力福島第一原子力発電所の地下水バイパス水排水の実施に対する要望書 に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下、「本件事故」）により、皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めまして心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成26年3月25日に受領いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

#### 記

1. 地下水バイパス水の排出運用目標を明確にし、それらを厳重に遵守する事
2. 実施にあたっては排出運用目標及び定例モニタリングによる運用方法を明確にし、それら運用方法を厳重に遵守する事

(回答)

下記、運用目標を厳守することはもちろん、定例モニタリング等の確認結果に基づく運用方法をしっかりと遵守いたします。

#### <運用目標>

セシウム134 :	1ベクレル/リットル未満
セシウム137 :	1ベクレル/リットル未満
全ベータ :	5ベクレル/リットル未満
トリチウム :	1,500ベクレル/リットル未満

#### <運用方法>

一時貯留タンクでは、排水の都度、事前に水質確認を行い、運用目標未満であることを確認した上で排水いたします。運用目標以上となった場合は、稼動を一旦停止し、運用目標未満（全ベータは1ベクレル/リットル未満）になるよう対策した上で、再開いたします。

10日に1回程度行う一時貯留タンクの定例モニタリングでは、全ベータの検出限界値を1ベクレル/リットルに下げて分析いたします。分析結果が1ベクレル/リットル以上となった場合は、稼動を一旦停止し、1ベクレル/リットル未満になるよう対策した上で、再開いたします。

3 . 排出を実施するにあたり、その安全性を第三者の監視の下しっかりと福島県民へ広く伝わるマスコミを通じて広報していく事

( 回答 )

実施にあたっては、公的機関からの依頼を受けて分析した実績もある複数の第三者機関に定期的に水質の詳細分析をお願いし、データの信頼性を担保するとともに、分析結果を速やかに公表いたします。

また、既に福島民報社ならびに福島民友新聞社にて海水モニタリングデータを掲載いただいておりますが、地下水バイパスの稼動に際しては、その前後で海水モニタリングデータに変化が無いかを慎重に確認するとともに、マスメディアのお力もお借りしながら、福島県民の皆さまに広くお知らせする取り組みを推進してまいります。

4 . 現在実施している福島県漁業者に対する原子力損害賠償法に基づく措置及び排出後の風評被害等の魚価低迷により起こりうる漁業者・水産業者の損害賠償は、福島県漁業の試験操業を行うために不可分である事を認識し、今後とも堅持していく事

( 回答 )

試験操業の維持・拡大が一番の風評被害対策と認識し、休業および試験操業に伴う賠償につきましては、現在の賠償スキームを継続させていただきます。また、地下水バイパスの実施に伴う消費者の買い控え等、本件事故と相当因果関係のあるご損害が発生した場合には、これまでと同様に個別にご事情をお伺いし、関係各所と協議のうえ、適切に賠償させていただきます。

以 上